

麻生区役所サービス向上委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民に便利で快適なサービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を図り、市民の視点に立った区役所サービスの充実を目的として、区役所サービス向上指針(平成24年3月21日付け23川企区第968号)に基づき、麻生区役所サービス向上委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区役所サービス向上方針に関すること。
- (2) 区役所サービス基準に関すること。
- (3) 区役所サービス向上目標及び取組に関すること。
- (4) 区役所サービス向上のための各課相互の連携及び調整に関すること。
- (5) 区役所サービス向上のための人材育成に関すること。
- (6) 区役所サービスの快適な提供のための庁舎環境整備に関すること。
- (7) その他区役所サービスの向上に必要と認める事項

(構成等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職員をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見、資料の提供等を求めることができる。
- 3 委員会には、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(報告)

第5条 委員長は、区役所サービス向上方針に関することその他必要な改善措置等について、適宜、川崎市における総合行政の推進に関する規則(平成18年川崎市規則第29号)第5条の規定により設置された麻生区役所企画調整会議(以下「企画調整会議」という。)に諮るものとする。

- 2 委員長は、毎年度末において委員会の取組結果について企画調整会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり推進部総務課及び区民サービス部区民課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が区長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(麻生区役所窓口サービス改善検討委員会実施要綱の廃止)
- 2 麻生区役所窓口サービス改善検討委員会実施要綱（平成18年5月30日付け18川麻区第61号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	補 職 名
委 員 長	区民サービス部長
副委員長	まちづくり推進部 総務課長 区民サービス部 区民課長
委 員	担当課長（危機管理担当） まちづくり推進部 企画課長 まちづくり推進部 地域振興課長 まちづくり推進部 生涯学習支援課長（麻生市民館長併任） 区民サービス部 保険年金課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域ケア推進課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 地域支援課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 児童家庭課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 高齢・障害課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 保護課長 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 衛生課長 道路公園センター 担当課長